

平成24年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	7	府省庁名	金融庁
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	金融商品に係る損益通算範囲の拡大		
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） <p>現行制度においては、株式の譲渡損失を預金・債券の利子所得と損益通算できないなど、金融商品間の損益通算範囲が制限されており、投資家が多様な金融商品に投資しにくい状況にある。</p> ・特例措置の内容 <p>金融商品に係る損益通算範囲の拡大に向けて、以下の必要な税制上の措置等を講ずること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 金融商品間（上場株式等、公社債、預金、デリバティブ取引等）の損益通算範囲を拡大すること <p>なお、①上場廃止後に無価値化した株式、②外国証券会社へ売り委託した上場株式についても損益通算の対象とすること</p> 2 現行の債券税制について次の見直しを行うこと <ol style="list-style-type: none"> ① 債券の利子・譲渡所得を申告分離方式に変更すること ② 債券の利子について申告不要制度を措置すること ③ 債券の償還差損益について譲渡所得とみなすこと ④ 金融機関等の利子源泉徴収免除制度等について所有期間按分措置を廃止すること ⑤ 債券の利子・譲渡所得についても特定口座で取り扱えるよう措置すること ⑥ 割引債について発行時の源泉徴収を廃止すること ⑦ 債券の利子・譲渡所得について損益通算を認めること ⑧ 支払調書・支払通知書制度について所要の整備を行うこと ⑨ 公社債投資信託についても債券税制の見直しに併せて、所要の措置を行うこと ⑩ 法人に係る利子割を廃止すること ⑪ 非居住者が受ける公社債利子等の非課税制度について債券税制の見直しに併せて所要の措置を行うこと 3 損益通算の拡大に当たっては、特定口座を最大限活用すること 4 制度導入に当たっては、個人投資家の利便性や金融機関の負担について十分配慮すること 		
関係条文	<p>地方税法第71条の5、第71条の6 地方税法附則35条の二の六、35条の四の二 租税特別措置法第3条、第37条の12の2、第37条の16、第41条の12、第41条の14、第41条の15</p>		
減収見込額	(初年度) — (—)	(平年度) — (—)	(単位：百万円)

要望理由	<p>(1) 政策目的 個人投資家の積極的な市場参加を促すための環境整備が図られること。</p> <p>(2) 施策の必要性 個人投資家の積極的な市場参加を促すためには、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備することが重要である。</p> <p>現行制度においては、株式の譲渡損失を預金・債券の利子所得と損益通算できないなど、金融商品間の損益通算範囲が制限されており、投資家が多様な金融商品に投資しにくい状況にある。</p> <p>このため、金融商品に係る損益通算範囲を拡大し、個人投資家の積極的な市場参加を促す環境を整備することが必要である。</p> <p>また、預金・債券に損益通算の範囲を拡大するにあたっては、課税方式を株式等の課税方式（申告分離課税）に変更する必要があるが、債券市場については、税により市場の流通性が阻害されているなどの問題点（課税玉と非課税玉の分断問題）がかねてから指摘されているところであり、当該課税方式の変更に併せて現行債券税制の抜本的な見直しを行う必要がある。</p> <p>(注) 課税玉と非課税玉の分断問題 金融機関等が保有する債券（非課税玉）の利子については、源泉徴収が免除されているが、個人から購入した債券（課税玉）については、利払い日に金融機関等が保有しているにもかかわらず、源泉徴収が課されてしまう。このため、債券市場において金融機関等と個人との流通が分断されてしまう。</p>
本要望に 対応する 縮減案	なし

	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ－1－(4) 個人投資家の参加拡大
合理性	政策の達成目標	個人投資家の積極的な市場参加を促すための環境整備が図られること。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置とする
	同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)
	政策目標の達成状況	新設要望のため、該当せず
有効性	要望の措置の適用見込み	個人投資家が適用対象。 (参考：23年7月現在 株式個人投資家数 約1,657万人)
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	金融商品間の損益通算の範囲を拡大することにより、個人の投資家が市場に参加しやすい環境が整備される。 また、債券税制が見直されることにより、市場の流動性が改善される。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	平成21年から、上場株式・公募株式投資信託等の譲渡所得と配当所得との間の損益通算が認められることとなった。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
	要望の措置の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境が整備され、個人投資家の積極的な市場参加が促進される。 ・ 現行の複雑な金融税制を見直すことにより、投資家にとって簡素でわかりやすい税制が実現される。 ・ 税制による市場の歪みが是正され、金融商品間の中立性が確保される。 ・ 現行の債券税制の課題について併せて見直しを行うことにより、債券市場の流通性が改善される。 ・ 特定口座を最大限活用することにより、投資家の利便性が向上し、投資家の立場に立った税制が実現される。

税負担軽減措置等の適用実績	新設要望のため、該当せず
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	新設要望のため、該当せず
前回要望時の達成目標	新設要望のため、該当せず
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	新設要望のため、該当せず
これまでの要望経緯	平成17年度税制改正から要望している。